

(別添)

持続的畑作生産体系確立緊急対策事業のうちサツマイモ基腐病対策事業審査基準

- ・ 本事業における審査項目（採点基準）及びポイントは下表のとおりとする。
- ・ 応募団体等ごとに採点（ポイント化）し、補助金交付候補者を選定する。
- ・ 審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、過去3カ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消があった応募団体については採択しないものとする。

審査項目	評価の観点	ポイント配分 (満点)
1 成果目標ポイント	<p>現状に対する成果目標の高さに応じてポイントを付与。 以下の成果目標の中から1つ以上選択することとし複数選択した場合は、最も高いポイントを採用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作付面積を1%以上増加           <ul style="list-style-type: none"> <li>10%以上 . . . . . 10ポイント</li> <li>8%以上10%未満 . . . . . 8ポイント</li> <li>6%以上8%未満 . . . . . 6ポイント</li> <li>4%以上6%未満 . . . . . 4ポイント</li> <li>1%以上4%未満 . . . . . 2ポイント</li> </ul> </li> <li>・ 10a 当たり収量を10%以上増加           <ul style="list-style-type: none"> <li>30%以上 . . . . . 10ポイント</li> <li>25%以上30%未満 . . . . . 8ポイント</li> <li>20%以上25%未満 . . . . . 6ポイント</li> <li>15%以上20%未満 . . . . . 4ポイント</li> <li>10%以上15%未満 . . . . . 2ポイント</li> </ul> </li> <li>・ サツマイモ基腐病が発生したほ場面積割合を10%以上削減           <ul style="list-style-type: none"> <li>90%以上 . . . . . 10ポイント</li> <li>70%以上90%未満 . . . . . 8ポイント</li> <li>50%以上70%未満 . . . . . 6ポイント</li> <li>30%以上50%未満 . . . . . 4ポイント</li> <li>10%以上30%未満 . . . . . 2ポイント</li> </ul> </li> </ul>	10 ポイント

<p>2 重要性 ポイント</p>	<p>被害の大きさに応じてポイントを付与。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単収3割以上減ほ場の有無及びかんしょ作付ほ場面積のうち被害発生ほ場面積が占める割合</li> </ul> <p>単収3割以上減ほ場が存在しかつ被害発生ほ場面積が占める割合が50%以上 ……20ポイント</p> <p>単収3割以上減ほ場が存在しかつ被害発生ほ場面積が占める割合が30%以上50%未満 ……17ポイント</p> <p>単収3割以上減ほ場が存在しかつ被害発生ほ場面積が占める割合が10%以上30%未満 ……14ポイント</p> <p>単収3割以上減ほ場が存在しかつ被害発生ほ場面積が占める割合が10%未満 ……11ポイント</p> <p>単収3割以上減ほ場が存在せずかつ被害発生ほ場面積が占める割合が50%以上 ……8ポイント</p> <p>単収3割以上減ほ場が存在せずかつ被害発生ほ場面積が占める割合が30%以上50%未満 ……5ポイント</p> <p>単収3割以上減ほ場が存在せずかつ被害発生ほ場面積が占める割合が10%以上30%未満 ……2ポイント</p>	<p>20 ポイント</p>
<p>3 加算ポイント</p>		
<p>① 交換耕作の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の内容のうち、「交換耕作の取組」又は「交換耕作体系確立のための体制整備」の取組を実施する場合</li> </ul> <p>……5ポイント</p>	<p>5ポイント</p>